

平成 21 年 10 月 7 日

各 位

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
(コード番号 8 3 1 6)

優先出資証券の条件決定に関するお知らせ

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（取締役社長 北山禎介）は、平成 21 年 8 月 24 日付「海外特別目的子会社の設立及び優先出資証券の発行に関するお知らせ」において公表いたしました海外特別目的子会社による優先出資証券の発行に関し、優先出資証券の追加発行を行うこととし、当該優先出資証券（以下「本優先出資証券」といいます。）の発行条件を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。なお、本優先出資証券の追加発行（発行総額 450 億円）により、当該海外特別目的子会社による優先出資証券の発行総額は、平成 21 年 9 月 16 日付「優先出資証券の条件決定に関するお知らせ」において発行条件を公表いたしました優先出資証券の発行総額（3,430 億円）と合わせて 3,880 億円となります。今後、当該海外特別目的子会社による優先出資証券の追加発行の予定はございません。

記

発 行 体	SMFG Preferred Capital JPY 3 Limited
	英国領ケイマン諸島に新たに設立した、当社が議決権を 100%保有する海外特別目的子会社
証券の種類	円建配当非累積的永久優先出資証券（シリーズ D）
	当社普通株式への交換権は付与されません
発行総額	450 億円
配 当 率	年 3.94%（平成 27 年 1 月まで固定） 平成 27 年 1 月以降は変動（ステップアップなし）
発行価格	1 証券あたり 1 億円
資金使途	本優先出資証券の発行代り金は、最終的に、当社の子銀行である株式会社三井住友銀行の資本増強に充当する予定
優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、当社が発行する優先株式と実質的に同順位
発行形態	国内私募（大和証券エスエムビーシー株式会社、野村證券株式会社、ドイツ証券株式会社及び日興コーディアル証券株式会社が本優先出資証券を発行価額で全額買取引受し、国内適格機関投資家等に対して取得の申込の勧誘を行います）
上 場	非上場
払込予定日	平成 21 年 10 月 15 日

(注) 関係法令に基づく必要な届出、許認可の効力発生を前提としております。

ご注意：この文書は、株式会社三井住友フィナンシャルグループによる優先出資証券発行に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は米国内への証券の募集・販売を構成するものではありません。上記の優先出資証券は、1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また、今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて当該優先出資証券の登録を行うか又は登録の免除なしでは米国内で募集または販売することはできません。

(ご参考)

平成 21 年 9 月 16 日付「優先出資証券の条件決定に関するお知らせ」において公表いたしました優先出資証券の発行条件につきましては以下の通りです。

発行体	SMFG Preferred Capital JPY 3 Limited		
	英国領ケイマン諸島に新たに設立した、当社が議決権を 100%保有する海外特別目的子会社		
証券の種類	円建配当非累積的永久優先出資証券（シリーズ A）	円建配当非累積的永久優先出資証券（シリーズ B）	円建配当非累積的永久優先出資証券（シリーズ C）
	当社普通株式への交換権は付与されません		
発行総額	990 億円	1,645 億円	795 億円
配当率	年 4.06% （平成 32 年 1 月まで固定） 平成 32 年 1 月以降は変動 （ステップアップあり）	年 4.56% （平成 32 年 1 月まで固定） 平成 32 年 1 月以降は変動 （ステップアップなし）	年 3.98% （平成 27 年 1 月まで固定） 平成 27 年 1 月以降は変動 （ステップアップなし）
発行価格	1 証券あたり 1 億円		
資金使途	本優先出資証券の発行代り金は、最終的に、当社の子銀行である株式会社三井住友銀行の資本増強に充当する予定		
優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、当社が発行する優先株式と実質的に同順位		
発行形態	国内私募（大和証券エスエムビーシー株式会社、野村証券株式会社、ドイツ証券株式会社及び日興シティグループ証券株式会社が本優先出資証券を発行価額で全額買取引受し、国内適格機関投資家等に対して取得の申込の勧誘を実施）		
上場	非上場		
払込日	平成 21 年 9 月 28 日		

(注) 上表において「本優先出資証券」とは、平成 21 年 9 月 16 日付「優先出資証券の条件決定に関するお知らせ」において発行条件を公表いたしました優先出資証券を意味しております。

以上

ご注意：この文書は、株式会社三井住友フィナンシャルグループによる優先出資証券発行に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は米国内への証券の募集・販売を構成するものではありません。上記の優先出資証券は、1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また、今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて当該優先出資証券の登録を行うか又は登録の免除なしでは米国内で募集または販売することはできません。